

農産物加工実習施設利用について

◆利用時間、施設休館日

- ・利用時間：午前8時30分から午後6時まで
- ・休 館 日：12月30日から翌年1月6日まで

◆使用料

使用区分	基本使用料(1時間当たり)	
	夏期(5～10月)	冬期(11～4月)
農産加工室	880円	1140円
畜産加工室	560円	720円
研 修 室	400円	520円

- ・冬期(11月1日から4月30日まで)に使用する場合の基本使用料は、3割増となります。
- ・使用時間(使用のための準備及び原状回復に要する時間を含む)は1時間単位とし、1時間未満の使用は1時間となります。ただし、1時間を越えて使用する場合は、その超える時間が30分以下のときは基本使用料の5割に相当する額が加算されます。
- ・負担金額は使用料5割を減免することができます。
- ・営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の3倍(減免はなし)の額とする。

◆利用の申し込み

- ・利用する団体、グループの代表者は、農業振興課にあります「農産物加工実習施設使用申込書」に必要事項を記載し、提出してください。

◆利用の承認

- ・利用の承認をした時は、申請者に対し、「農産物加工実習施設使用承認書」と使用料の「納付書」をお渡しいたしますので、この日から7日以内の利用日前日までに使用料を納付してください。

◆その他

- ・施設利用後は、使用した機器類、備品類の洗浄及び整理、整頓と床の清掃をお願いします。
- ・利用者が多い場合は、お互いに譲り合ってご利用ください。

◎ 農産物加工に伴う資材等(真空パックの袋等)については、各自でご用意ください。

◎ 不明な点は、役場農業振興課(Tel45-6984)までお問い合わせください。

☆主に加工できる食品

パン、豆腐、こうじ、味噌、蒸しパン、赤飯、いも団子、ソーセージ、ベーコン等